

参照規定

■文化審議会令（平成 12 年政令第 281 号）

（委員等の任命）

第 2 条 委員は、学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

（部会）

第 6 条 （略）

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。

3～6 （略）

■文化審議会運営規則（平成 23 年 6 月 1 日文化審議会決定）

（会議の招集等）

第 2 条 審議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

2 前項の場合において、会長は、審議会の会議を開く暇がなく、合議によらないことをもって審議会の運営に特段の支障を生ずるおそれがないと認めるときその他正当な理由があると認めるときは、持ち回り審議とすることができる。

（部会）

第 4 条 （略）

2 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集する。

3、4 （略）

5 前各項に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

■文化審議会文化政策部会運営規則

（平成 23 年 4 月 27 日文化審議会文化政策部会決定、同年 6 月 14 日一部改正）

（総則）

第 1 条 文化審議会文化政策部会（以下「部会」という。）の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、文化審議会令（平成12年政令第281号）、文化審議会運営規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（雑則）

第 3 条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。